

気象警報発表時等の登校について

兵庫県立有馬高等学校

臨時休業の対象となる防災気象情報は、次のとおりです。

レベル3警報 レベル4危険警報 レベル5特別警報
(氾濫、大雨、土砂災害)
警報 特別警報
(暴風、大雨、暴風雪)

1 定期考査中以外の場合

(1) 午前7時現在、三田市に、氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪のいずれかの警報（危険警報、特別警報を含む。以下同じ）が発表されている場合、又は午前7時から午前8時までに発表された場合は自宅待機とします。午前8時現在引き続き警報が発表されていれば、臨時休業とします。

なお、午前8時現在、警報が解除されている場合は、3限目から授業を行います。ただし、警報の発表が授業開始以降の場合は、そのときの状況により校長が判断します。

(2) 三田市に、警報は発表されていないが、各自が居住する市・区・町または通学途上の市・区・町に、午前7時現在、上記(1)のいずれかの警報が発表されている場合、当該生徒は警報が解除されるまで自宅待機とし、公欠とします。

なお、警報が解除された場合は、安全に充分注意して登校してください。

2 定期考査中の場合

(1) 年度当初に定めるいずれかの市・区・町に、午前7時又はそれ以降に上記1(1)のいずれかの警報が発表された場合、臨時休業とします。

※本年度の対象地域は以下に示す市・区・町です。

三田市、神戸市北区、神戸市東灘区、西宮市、丹波篠山市、宝塚市、尼崎市、三木市、加東市、伊丹市、川西市、猪名川町、芦屋市、多可町

(2) 定期考査中に臨時休業となった日の試験は、試験最終日の翌日（授業を行う日）に実施します。

3 その他、急迫の事情があり、校長が必要と認めた場合、臨時休業とする場合があります。